

## ● 信号機の設置について

信号機の設置に当たっては、事前に交通量、交通事故の発生状況などの各種調査・分析するとともに、他の対策により代替が可能か否かを考慮した上で、真に必要な性の高い場所を選定しています。

「信号機設置の指針」の制定について（通達）R3.3.24付 警察庁内規発第7号から抜粋

### 【信号機の設置のための必要条件】※ア～オを全て満たすこと。

- ア 赤信号で停止している自動車等の側方を自動車等が安全にすれ違うために必要な車道の幅員が確保できること。（一方通行除く）
- イ 歩行者が安全に横断待ちをするために必要な滞留場所を確保できること。
- ウ 交差点においてピーク1時間の往復交通量が原則として300台以上であること。
- エ 隣接する信号機との距離が原則として150メートル以上離れていること。
- オ 交通の安全と円滑に支障を及ぼさず、かつ、自動車等の運転者及び歩行者が信号灯器を良好に視認できるように信号柱を設置できること。

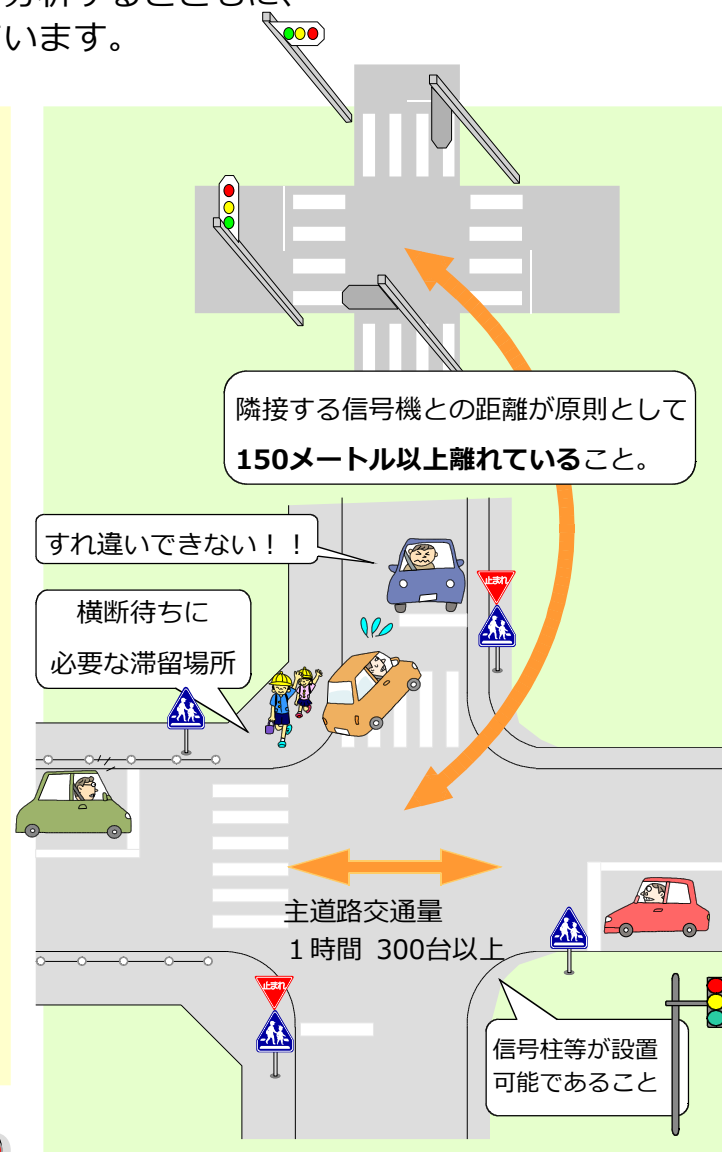
さらに

### 【信号機の設置のための択一条件】※ア～エのいずれかに該当すること。

- ア 人身事故が1年間に2件以上発生し、他の対策での代替ができない場合
- イ 小中学校、幼稚園、保育所、病院等の付近で安全を特に確保する必要がある場所
- ウ 一定の交通量があり、交通の安全と円滑を図る必要がある場所
- エ 歩行者の横断の需要が多く、かつ、横断しようとする道路の自動車等の往復交通量が多いため、歩行者が容易に横断することができない場合



上記の条件を示す中から、**真に必要な性の高い場所**に信号機を設置！



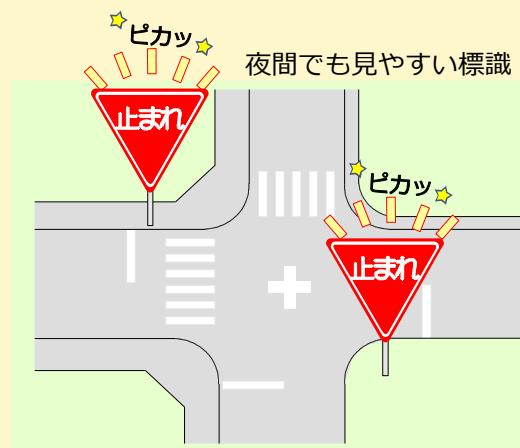
## ● 必要性が低下した信号機の撤去

交通環境の変化等により、信号機を設置している場所が次に該当する場合は信号機の撤去を検討していきます。  
こうした信号機を撤去することで、ランニングコストの削減や災害に強い交通規制を実施することが可能となります。

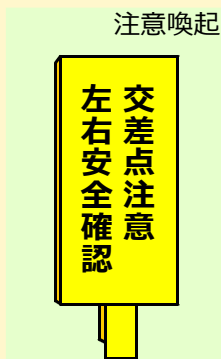


● こういう信号機があればあなたならどうしますか？一緒に信号機の在り方を見直しませんか！

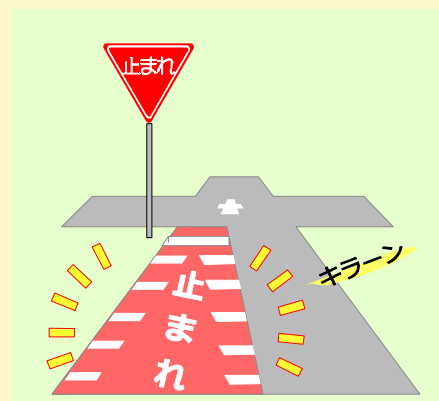
### 代替措置の例



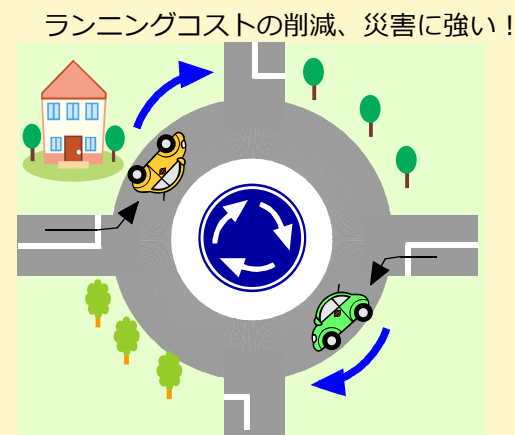
高輝度標識の設置



看板の設置



カラー舗装や一時停止の強調表示



環状交差点